２０１５年４月２５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久　　殿

衆議院　厚生労働委員会　議員各位

参議院　厚生労働委員会　議員各位

110-0015　東京都台東区東上野1-20-6　丸幸ビル３F

働く女性の全国センター

電話03-6803-0796　Fax03-6803-0726　Email [office@acw2.org](mailto:office@acw2.org)

女性の活躍推進には、派遣労働者も入ってますか？

派遣で働く女性の声抜きで法律を決めないでください。

私の一言を聴いてください。

私たち「働く女性の全国センター」は、派遣労働者の雇用の不安定化を進める「派遣法改正案」について、廃案を求めます。

**１、派遣区分の撤廃は、派遣元、派遣先の違法派遣の免罪になる。**

「違法派遣があった場合、派遣先に直接雇用とみなす」という民事制裁規定を盛り込んだ違法派遣を防止する法律は、今年の１０月に施行予定となっていました。その違法派遣の多くは、「現行の専門２６業務以外の仕事をさせないとなっているのに、２６業務の仕事をさせている」と偽るものでした。　しかし今回の派遣法「改正」案は、専門２６業務とした現行の規制そのものを撤廃するものなのです。この「改正」案が通ってしまえば違法派遣防止のためのこの法律箇所は、まったく意味がなくなってしまいます。しかも今回のこの派遣法「改正」案は９月に施行予定となっているのです。つまり、政府の意図は、現行の専門２６業務派遣（女性が多い）の違法派遣を免罪する法律案であると断じざるを得ません。

**２．派遣労働者の生存権保障を明確にしてください。**

　不安定雇用の派遣労働から直接雇用に転職しようとした時、書類選考の段階で落とされる事例が大部分となっています。そのため派遣労働を抜け出したくてもやむなく派遣労働で働き続けなくてはなりません。この度の法案の見直しの中で、日々雇いの派遣労働者に対して６０歳以上であるか、世帯収入ないし本業が５００万円超えているかの問い合わせが有りました。これは、専門１８．５業務が廃止されることを見込んだ派遣会社の動きだと思われますが、専門１８．５業務の人たちが派遣切りされる恐れがあります。この場合の派遣労働者の具体的生存権保障を示してください。

**３．改正案で派遣社員に「キャリアアップ」と「雇用の安定」は無理**

　派遣社員は、あくまで一時的・臨時的なものであることが法律の趣旨であり、キャリアアップを求めるなら無期直接雇用にすべきです。派遣社員にとって、今でもキャリアアップは「雇用の安定」に繋がっていません。覚えた仕事が評価されて次の派遣先で、より高い時給で使われる保障はどこにもありません。派遣先企業にとって、3年で辞めることが決まっている派遣社員にコストをかけて教育訓練などしません。派遣元会社にとって、複数の派遣元会社に登録し、自分の会社の紹介で働くとは限らない派遣社員に本気で教育訓練するメリットは希薄です。

　仕事を覚えて経験を積んでも、時給アップ、待遇改善が必ずなければ、キャリアアップとは言えません。多くの派遣先企業は、安くいつでも辞めさせられるから派遣社員を使うのです。だから直接雇用をしないで間接雇用をするのです。　そんな派遣社員に「キャリアアップ」「雇用の安定」は無理です。

**４、一生派遣のままにさせないで**

①**キャリアアップの政策について**----教育訓練や、キャリアコンサルティングを行っても派遣先企業が待遇改善をして使用しない限り、キャリアアップの効果はありません。

②**正社員転換について**----派遣先への直接雇用の依頼が改正案ですが、派遣先企業は安くいつでも辞めさせられるから派遣社員を使うので、実際は無理です。まして、専門業務として派遣社員に限定された専門２６業務の区分がなくなると派遣先企業は正社員と同じ業務を自由に安く派遣社員にさせることになります。

**③職業紹介について**----新たな派遣先の提供を雇用安定措置のひとつとしていますが、それは派遣元会社がやって当たり前の業務です。改めて法制化しないとならないほど、派遣元会社がきちんと職業紹介できていなかった証拠ではないでしょうか。

例えば「経理部の会計業務」という職種に対して3年だったところを、「山田さんが3年」という区切りになったのです。派遣先企業は派遣社員を入れ替えれば、事実上何年でも派遣社員を使用できるようになります。この状態になると、派遣社員は、様々な企業を派遣社員として渡り歩くことを余儀なくされます。だから、「生涯派遣のまま」なのです。

+++++++++++++++++++++++++++++++私のひとこと++++++++++++++++++++++++++++++

宇山洋美の川柳

「忌引きなし　派遣も親はあるものを」「交通費　払わず『来い』とは無体なり」

「非正規の悪いとこ取り　派遣社員」「『モノ扱い』派遣の真実言う官僚」

「キャリアアップ？派遣はプアーでアップアップ」「3ヶ月毎に『辞めろ』の恐怖あり」

「賃上げも賞与もひとごと　派遣社員」「退職金　もらえず老後はホームレス」

「ピンハネの胴元　派遣を守らない」「啄木の短歌のままの我らなり」

「『病気がち』派遣をすぐに取り替えて」「労働権　使えば解雇の咎（とが）になり」

「日々雇い　私の体は細切れに」

過去の就・転職氷河期に、生きていく為だからと、止むを得ずまたは気付けば契約、派遣労働の道に入り込んでいった労働者達が、今度は法制度の為に、「合法的に」切られる恐れがあります。どうか私たちに、憲法25条の指し示す、健康的で且つ最低限の文化的生活を営む権利を保障し下さい！

公開可能な名前　（　　　　　　　　　　）